

広告募集説明書（広告掲載契約による広告掲出）

募集件名	中原区役所壁面広告事業		
募集の内容	川崎市の中原区役所壁面を活用しポスターを掲出していただきます。 なお、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用許可及び目的外使用許可に基づく広告掲載契約の締結をいたします。		
申込対象	広告掲載を希望する事業者様又は広告代理店様		
申込資格	(1) 「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」に規定する規制業種・事業者でないこと。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。 (4) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。		
掲載条件	別紙「広告掲載仕様書(広告媒体資料)」及び「許可条件(案)」、「広告掲載契約書(案)」のとおり。		
使用期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで (12か月間)		
選定方法	最も高額の広告料を提示した者を使用者(候補)と選定します。 ※ 最高額の広告料を提示した者が複数あるときは、くじ引きにより選定します。		
使用料等	中原区(計4枠)		・別途消費税がかかります。
	使用料 (月額税抜)	11,034円 ※最大面積6.48㎡の場合	・年度当初に1年分を納入していただきます。(年額税抜は「月額税抜×12カ月×消費税1.1」で出た金額の1円未満を切捨てた額です。)
	広告料 (月額税抜)	20,000円以上	・使用料は実際の使用面積に応じて変更する場合があります。
	契約保証金	広告料総額の1/10以上の金額 ※契約期間の満了後、広告枠設置場所の原状回復を確認してから、契約者である広告代理店様の請求に基づき利息を付さずに返還します。	
申込方法	方法	この募集に関する申込みの期間・提出書類は次のとおりです。事前連絡の上、下記提出書類を下記担当窓口へ持参又は郵送してください。	
	期間	令和5年1月6日 から 令和5年1月20日 16:30 まで	
	提出書類	1 広告掲載申込書（別添様式1）1部 2 広告料提案書（別添様式2）1部 3 役員等氏名一覧表及び同意書（別添様式3）1部	
全体の流れ	1	申込み	上記「申込方法」欄記載のとおり、提出書類に必要事項を記載の上、下記担当窓口へ持参又は郵送してお申込みください。
	2	選定後	使用者(候補者)に決定した事業者様又は広告代理店様は、行政財産使用許可申請書の提出と、契約保証金を納付していただきます。
	3	契約等締結	市の手続き等と契約保証金納入の確認が完了した後、行政財産使用許可書の交付と広告掲載契約を締結します。
	4	事業計画書の提出	広告フレームの仕様及び施工方法並びに維持管理・保守の体制等について各施設の担当と協議し、令和5年2月28日までに、当該事項を記載した事業計画書(任意様式)を作成、提出していただきます。
	5	広告内容の審査	広告原稿については、市の審査を受けていただきます。令和5年4月1日から広告を設置する場合は令和5年3月31日までに各施設の担当宛てに広告原稿を事前にご提出ください。なお、審査結果の通知まで1か月程度の期間を要しますので、なるべくお早めにご提出いただくようよろしくお願いいたします。
	6	設置開始	使用許可期間(広告掲載契約期間)が開始しましたら、広告設置が可能です。設置工事については別途日程調整をします。
	7	使用料及び広告料の納付	使用料及び広告料については、市が発行する納入通知書により、年度当初に1年間分を納入していただきます。
担当部署	中原区役所 まちづくり推進部 総務課 庶務係		
	住所	川崎市中原区小杉町3丁目245番地 ※郵便物は右記の宛先まで(〒211-8570 川崎市中原区小杉町3丁目245番地)	
	電話・FAX	電話 044-744-3124	FAX 044-744-3340
	eメール	65soumu@city.kawasaki.jp	

【添付資料】 ☐ なし ☒ あり

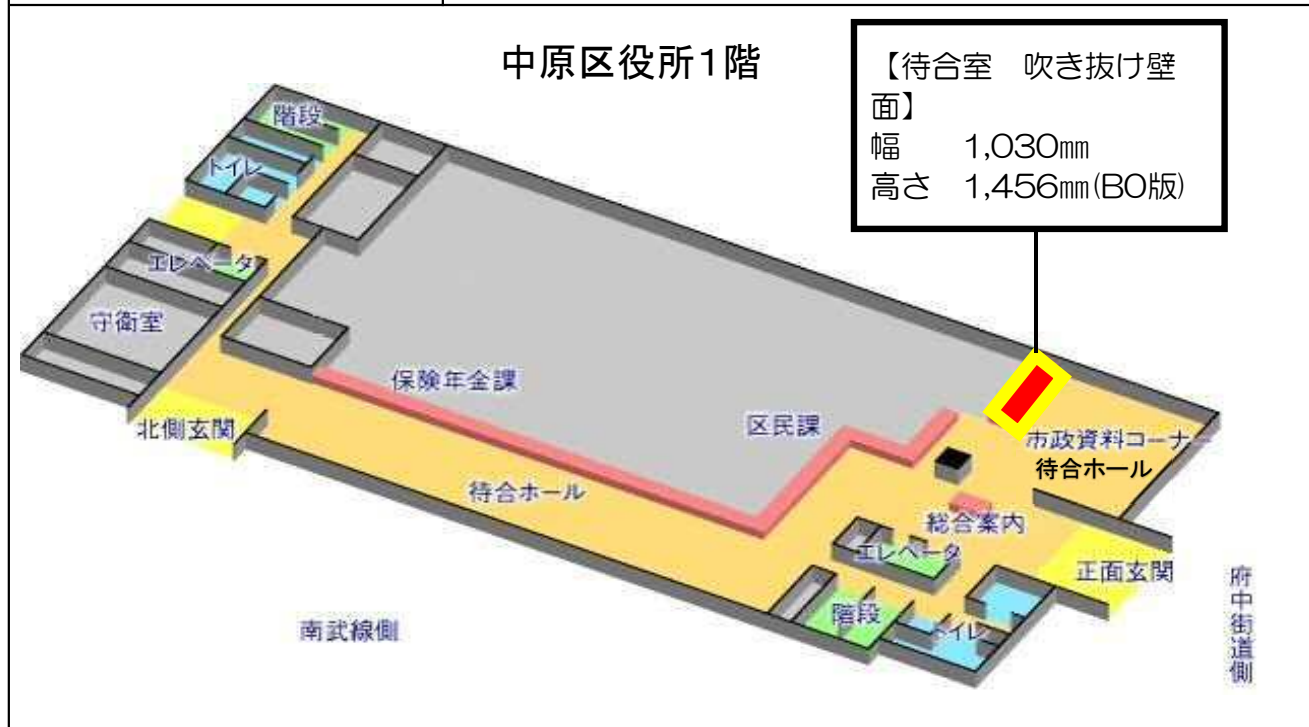
(広告掲載仕様書、案内図・配置図、広告掲載申込書、広告料提案書、役員等氏名一覧表及び同意書、許可条件(案)、広告掲載契約書(案))

広告掲載仕様書

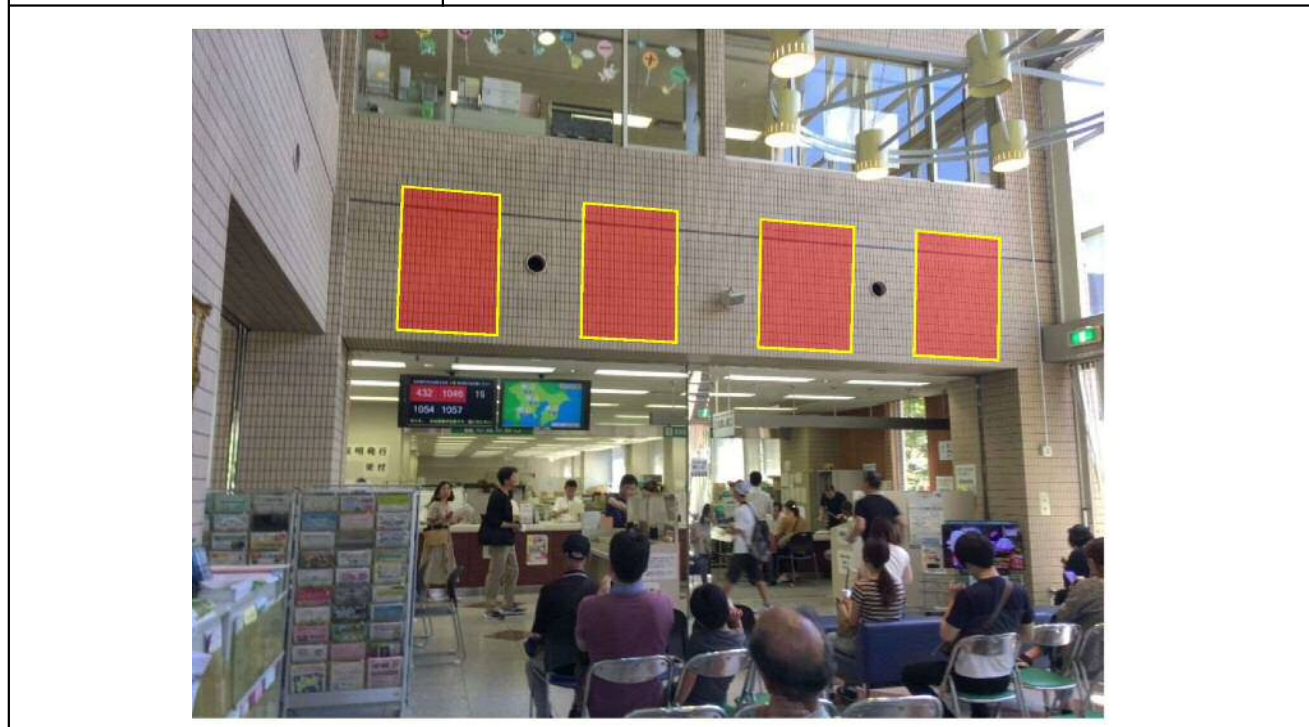
名 称		中原区役所壁面広告事業	
所在地		別紙案内図等参照	
開庁(館)日		月曜から金曜日、第2・第4土曜日 ただし国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。	
開庁(館)時間		月曜から金曜日 午前8時30分から午後5時15分 第2・第4土曜日 午前8時30分から午後0時30分	
設置場所の 利用対象者		中原区役所 区民課待合室(利用者数:約300人/日)	
セールスポイント		区役所に掲出するポスター広告は各種届出・証明書請求をはじめ、各種相談窓口を訪れる来庁者の目を十分に惹き、高い広告効果が期待できます。	
掲載位置		別紙案内図等参照	
寸 法 等		中原区	・広告掲載位置等の 詳細は別紙案内図等 参照 ・「1枠あたりの大き さ」は、フレーム等を含 めた最大の大きさ です。
	設置場所	・区民課待合吹抜 (4枠)	
	広告表示面	B0版	
	1枠あたりの 大きさ	W1,081mm×H1,507mm (1.62㎡)	
	枠数(面積)	計4枠(6.48㎡)	
	留意事項等	実際の使用面積に応じて使用料をお支払いいただきます。広告募集説明書の使用料等欄に上記最大の面積を使用した場合の使用料を記載しております。なお、枠数の変更はできません。	
広告の掲出方法		アルミフレーム等、美観を損ねないフレーム内に収納して掲出するものとします。	
広告の仕様等		・設置・維持管理・保守・撤去及び原状回復に係る費用は、すべて使用者が自己の負担で行うものとします。 ・広告フレームの仕様・施工方法・庁舎建物への影響・安全性・維持管理・保守・の体制等についてあらかじめ施設の担当と協議し、令和5年2月28日までに当該事項を記載した事業計画書(任意様式)を提出するものとします。 ・広告設置後、許可物件を対象とした対人対物保険に自己の負担で加入するものとします。	
広告掲載が望ましくない業種・内容		川崎市広告掲載要綱、川崎市広告掲載基準に定めるとおり。	
留意事項		※ 川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準を遵守してください。 ※ 広告掲出及び広告を掲出するために必要となる掲示板等の設置及び維持並びに、かかる費用の負担については使用者に行っていただきます。 ※ 掲出前に原稿内容の審査を受けてください。(広告原稿提出期限:令和5年3月3日) ※ 完全データにて入稿してください(出力見本を添えてください)。 ※ 原稿内に、広告である旨を明記してください。 ----- 本件の目的外使用許可は、地方自治法第238条の4(行政財産の管理及び処分)第8項及び第9項の規定が適用されますので、あらかじめ御了承ください。 (参考:地方自治法第238条の4第8項及び第9項) 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法(平成三年法律第九十号)の規定は、これを適用しない。 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。	

中原区役所	
所在地	川崎市中原区小杉町3丁目245

案内図



配置図(現地写真)



※案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。